

みよし市こどもの権利条例 解 説

みよし市こども未来部こども政策課

みよし市こどもの権利条例ってなに？

みよし市こどもの権利条例とは、こどもたちには大人と同じように権利があり、こどもがこどもの権利について知り、意見を持ち、意見を言うことができ、社会に参加できるような社会とするために、大人もこどもも、みんなで守らなくてはいけない約束ごとやルールのことです。

なぜ、みよし市こどもの権利条例をつくるの？

こどもは、一人一人がいろいろな個性や能力を持ち、可能性に満ちたかけがえのない存在です。

しかし、こどもの権利をおびやかされることが増えており、健やかな成長ができなくなっていることがあります。

こどもが安心して、健やかに成長するためには、大人もこどもも、みんなでこどもが持つ権利を大切にして、守っていかなくてはなりません。そのために何をしなければいけないのかを市民のみんなに知ってもらい、守ってもらう約束ごととして「みよし市こどもの権利条例」をつくります。

みよし市こどもの権利条例について説明します

○目指す方向

こどもやこどもに関わる人々、市の、こどもの権利を守るためのそれぞれの役割を定めます。

そして、それぞれがこどもの権利を守るために何をするのかを定めること
によって、こどもの権利を守ることができ、みよし市全体でこどもの権利を守
って、こどもが幸せになれるように取り組むことが大切です。

1 条例の目的

この条例は、こどもに関わる人たちや市の役割を明らかにするとともに、こども・子育てに関する市の基本となる取り組み事項を定めることにより、こどもの権利を守り、みよし市全体でこどもの成長を支えるまちづくりを実現することを目的とします。

- ・こどもに関わる人たちの役割を決めます。
- ・みよし市がこどものために何をしたらよいのか、基本的なことを決めます。
- ・こどもの権利が守られなかったときはどうするのか決めます。

2 言葉の意味

この条例で使う言葉の意味を説明します。

こども	・18歳になる前の人や、18歳以上の人でも、病気や障がいなどのために18歳になる前の人と同じように接してあげた方がよい人のこと
保護者	・親や、親の代わりに自分を育ててくれる人
地域住民	・みよし市に住んでいる人 ・みよし市に住んでいないけれど、みよし市で働いている人、みよし市の学校に通っている人、みよし市で活動をしている人
事業者	・みよし市にある会社やお店など
学び・育ちの施設	・学校や保育園、幼稚園、児童館など、こどもが勉強したり育ったりする施設のこと

3 こどもの権利

こどもは、生まれたときから大人と同じように一人の人間として大切な権利を持っています。こどもが自分らしく、将来の夢に向かって生きていけるように、こどもの権利が大切にされて、守られなくてはなりません。

※権利とは、人として当たり前「してもらえること」「していいこと」です。

健やかに生きる権利	・命が守られて、危険な目にあわず、安心して過ごせるだけでなく、自分の得意なことや才能をもっと伸ばせるように、勉強したいことを勉強できたり、病気になったときはお医者さんに診てもらえたり、困ったときには助けを求めることができること。
のびのびと育つ権利	・遊んだり勉強したり、スポーツなど、自分が好きなことや興味のあることを通じて、自分の能力や個性を伸ばし、伸ばした自分の能力や個性が、みんなに認められて大切にされること。
安心して守られる権利	・暴力やぎゃくたい、いじめ、差別を受けたり、自分の秘密を知られたり、インターネットで危ない情報を見て不安になったり、学び・育ちの施設で自分が傷つけられたりしたときには、自分を傷つけたり不安にしたりするものから守られて、相談したり助けってもらったりすること。
自由に参加する権利	・自分の意見を言って聞いてもらえるチャンスがあって、その意見を大切にしてもらえる権利があること。そして、仲間を作って一緒に活動することができること。

4 役割

こどもの権利を守るために、みんなが取り組むことです。

こども	・こどもは大人と同じ社会の一員です。自分が成長するなかで周りの人たちと協力したり、お互いの考えを大事にできるようになったりすることが大切です。 ・そのために、自分が持っている権利について知ることも大切だけど、他の人も自分と同じ権利を持っていることを理解して認めてあげることも、同じくらい大切です。
-----	---

保護者	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもが健やかに育つには、一番近い存在である家族が最も大きな責任を持っています。こどもと向き合い、こどもに寄り添い、こどもを応援し、たっぷり愛情をそそいで育てるようにします。
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもが健やかに育つためには、家族だけでなく、こどもが住む地域の人たちが力を合わせる必要があります。地域の人たち一人一人がこどもの成長を見守り、子育てを応援する活動に協力してもらいます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・お仕事をしているお父さん、お母さんが、仕事も子育てもどちらも大切にでき、子育てがしやすいと思える職場にしてほしいです。 ・地域の人たちに、一緒にこどもや家庭が楽しめたり、子育ての助けになったりするような取り組みに協力してもらいます。
学び・育ちの施設	<ul style="list-style-type: none"> ・学び・育ちの施設はこどもが成長するために大切な場所である、という心がまえを持ってもらいます。 ・自分で考え行動したいというこどもの気持ちを大切にし、こどもが自分らしく生きていける力を身につけることができるように応援します。 ・学び・育ちの施設は、こどもが安全で安心して過ごせる場所となるようにします。そこでは、こどもの不安や悩みに早く気づいて、必要な手助けをします。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・こどものことを最優先にしたまちづくりに取り組む「こどもまんなか社会」を実現するために、さまざまな取組を計画的に行います。 ・こどもに関する取組を進めるために、必要なお金のこともしっかり考えていきます。

5 市が行う基本的な取組

(1) 基盤となる取組

連携体制の構築	<ul style="list-style-type: none">・保護者や地域の人、会社や学校など、みんなで協力して、それぞれ得意なことでこどもの役に立てるような仕組みを作ります。
多面的な支援	<ul style="list-style-type: none">・病気や障がいなど、いろいろなサポートが必要なこどものための取組や、みんなのお父さん、お母さんがお仕事をしながら子育てもしやすい環境を作る取組、専門の人に相談できたり役に立つ情報をもらえる取組など、さまざまなことを行います。・だれでも安心してこどもを生んで育てることができるように、結婚を考えている人、赤ちゃんを産みたいと思っている人、こどもを産んで育てている人など、それぞれが困らないように、いろいろなサポートをしていきます。・こどもが安心して過ごせたり、健やかに成長できるようにサポートしてくれる人たちの活動を応援します。

(2) 安全安心のための取組

安全で安心な環境づくり	<ul style="list-style-type: none">・こどもが犯罪や事故、災害に巻き込まれたり、その他の危険なことにあつたりしないように、安全で安心して暮らせるまちを作ります。
虐待やいじめへの対応	<ul style="list-style-type: none">・こどもがぎゃくたいやいじめなどを受けないように大人がしっかり見守って、気になることがあつたらすぐに気づくようにします。・こどもがぎゃくたいやいじめを受けたときは、こどもを守るために、いろいろな大人が協力してこどもを守ります。
こどもの居場所	<ul style="list-style-type: none">・市は、こどもが好きな遊びをしたかったり、静かに過ごしたかったり、勉強したかったりなど、自分のやりたいことをできたり、自分らしく過ごせたりする場所を作ります。

こどもの貧困対策	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の家がお金持ちじゃないからといって夢をあきらめずに、将来の目標に向かってがんばれるように、お金の少ない家庭を応援する取り組みをします。
----------	--

(3) 権利を保障するための取組

個別の支援が必要なこどもへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・学校に通えないこどもや、外国人のこどもの他、個別にサポートが必要なこどもが、自分が学びたいことを自分に合った方法で学び続けられるように、サポートします。
こどもの意見表明	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもは大人と同じように社会の一員です。自分たちの生活や学校など、いろいろなことについて自分の意見が言えて、その意見を取り入れてまちづくりができるようにします。 ・小学生や中学生、高校生など、こどもたちみんなで、こどもが幸せに暮らせるみよし市にするにはどうしたらよいか意見を出し合って考える、こども会議を行います。
多様性の尊重	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人でも、男の子でも女の子でも、どんな宗教や考え方であっても、病気や障がいがあってもなくても、自分と考え方が違って、みんながお互いのことを認め合って、相手のことを大切にできるようにします。
普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・みんなに、この条例の内容や、こどもの権利の大切さについて、もっとよく知ってもらえるように、年れいに合ったわかりやすい方法で伝えます。

6 こどもの権利侵害からの救済及び回復

市は、権利が守られなかったこどもを、その場面に応じてすみやかに助けるために、こどもの権利擁護委員会を置きます。

こどもの権利擁護委員会

擁護委員会の組織	<ul style="list-style-type: none">・擁護委員会は委員 3 人以内で行います。・委員は、こどもの権利についてよくわかっている人のうちから市長が任命します。・委員を務める期間は 3 年とします。ただし、途中で交代となるときは、前の委員の残っている期間までとします。
擁護委員会の職務	<ul style="list-style-type: none">・擁護委員会は、こどもの権利が守られなかったことに対する相談や助けてほしいという申立てに基づいて、事実の調査と調整をします。・擁護委員会は調査や調整の結果、こどもの権利を守らなかったものに対して、正しくこどもの権利を守るように強くお願いしたり、制度を変えるよう強く求めます。・擁護委員会は、強くお願いしたり求めたりした相手に、どのように直したかを報告させることができます。・擁護委員会は、報告を受けたときは、申立をした人に直した内容を伝えることができます。
勧告又は要請への対応	<ul style="list-style-type: none">・市は、擁護委員会からこどもの権利を守るようお願いされたことについて、どうやって直したかを擁護委員会に報告しなければいけません。
擁護委員会への協力	<ul style="list-style-type: none">・市や学び・育ちの施設は擁護委員会の仕事に協力しなければいけません。・保護者や地域の人たちは擁護委員会の仕事に協力するようにします。